

I 生活について

1 登下校

- (1) 8時35分(始業時刻)までに教室に入る。
- (2) 下校時刻は放課後から午後5時までとする。ただし、部活動においては部顧問の判断による。
- (3) 通学の途中では、社会道徳や交通ルールを必ず守る。
- (4) スクールバスの利用に関しては、規約及び公共マナーを必ず守る。
- (5) 原則として保護者以外の運転する車で通学しない。

2 校内生活

- (1) 欠席・遅刻する場合は、始業時刻までに保護者から学校へ連絡する。
- (2) 遅刻した場合には、職員室で遅刻カードに事由を記入する。
- (3) 早退する場合には、担任に申し出て早退許可証を記入してもらう。
- (4) 所持品には必ず記名した上で、個人ロッカーを利用するなどして自己管理を徹底し、紛失しないように注意する。
- (5) 所持品を紛失したときは、直ちに担任に申し出る。
- (6) 金銭・物品の貸借はしない。また、必要以上の金銭や高価な貴重品を学校に持ってこない。
- (7) 授業中(清掃時・SHRも含む)の携帯電話・スマートフォンやゲーム機等の使用は禁止する。
- (8) 各部室の使用は早朝(始業前)・放課後とする。
- (9) 全員協力して分担区域を清掃し、校内の美化に努める。
- (10) 校舎内では指定の上履きを使用し、体育館内では指定の体育館履きを使用する。
- (11) 昼食は所定の時刻に所定の場所でとる。
- (12) 定期身体計測や健康診断を受け、疾病があるときには早期に治療し、常に健康の保持に努める。

3 校外生活

- (1) 本校生として品位ある行動をとる。
- (2) 夜間外出は慎み、午後11時以降の深夜徘徊は絶対にしない。また、無断外泊は禁止する。
- (3) 18歳未満の出入りを禁止している場所には絶対に入らない(居酒屋・遊技場等)。
- (4) 校外の集会やクラブ・団体に参加・加入する場合には担任に申し出る。
- (5) 万が一事故にあった場合には、直ちに学校に連絡する。(電話 029-292-6245, 6039)

4 交友

- (1) 危険あるいは不純な交友をしない。
- (2) 男女交際は保護者の了解を得る。

II 服装について

本校生としてふさわしい服装を保ち、身だしなみに気をつける。なお、登下校時は必ず制服を着用する。

- (1) 本校指定の制服を着用する。なお、5月1日から10月30日までの期間については、気候に応じて生徒各自の判断により夏服を着用しても良い。
- (2) セーター・ベスト等については、本校指定のものとする。

- (3) 下履きは、革靴または運動靴とし、華美なものを避ける。サンダル等は禁止とする。
- (4) 靴下は白・黒・紺・グレー・アイボリーの無地物とする。ただし、ワンポイントはよい。
※レース編み、メッシュ、フリル、ボンボン付き、上部縁取り、ニーハイソックスは着用しない。
- (5) ストッキング・タイツは、防寒対策として着用してもよい。ただし、色は黒・紺または肌色とする。
- (6) 登下校時、制服の上に着用する防寒着は華美でないものとする。

III 頭髪について

頭髪は、常に高校生らしく整髪し、清潔にする。(いつでも入社試験・入学試験を受験できる状態を保つ。)

- (1) 前髪が目にかからないようにする。
- (2) パーマ・カール等による変形及び加工は禁止する。
- (3) 染色、脱色、エクステンション等は禁止する。
- (4) 極端な刈り込みや整髪料による奇抜な髪型は禁止する。
- (5) 髪留めは華美なものを避ける。
- (6) その他、本校生にふさわしくないと判断される髪型は禁止する。

IV 届け出等について

1 届け出るもの

- (1) 忌引きをする場合には学級担任に申し出る。

忌引日数	父母	7日以内
	祖父母兄弟姉妹	3日以内
	伯(叔)父母曾祖父母	1日
- (2) 病気等のため長期で欠席を要する場合には、学級担任に相談の上、必要に応じて医師の診断書などを提出する。
- (3) 戸籍上の異動・現住所や保護者及び保証人の変動があった場合は、所定用紙に記入の上、直ちに学級担任に申し出る。
- (4) 校外の集会やクラブ・団体に参加・加入する場合は、学級担任に申し出る。

2 許可を受けるもの

- (1) 休学・退学・転学・復学の場合は、所定の用紙によって校長に願い出て、許可を受ける。
- (2) 掲示・雑誌印刷物の配布・貼付等はすべて学級担任に申し出た上、校長の許可を受ける。

V アルバイトについて

原則として禁止する。ただし、家庭の事情により必要であれば、所定の用紙に記入の上、学校長の許可を受ける。なお、次のようなアルバイトは許可しない。

- (1) 夜遅くなる仕事
- (2) アルコールを飲ませることを主とする店(居酒屋等)での仕事
- (3) 雇用者側の責任がはっきりしない仕事
- (4) 危険が伴う仕事
- (5) 宿泊を要する仕事

(6) その他高校生としてふさわしくないもの

VI 自転車通学について

- (1) 自転車通学許可ステッカーを貼付する。
- (2) 道路交通法を遵守し、人命の尊重・譲りあいの精神をもち、常に安全運転をする。
- (3) 二人乗りや傘差し運転、携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転、イヤホンをつけての運転をしない。
- (4) 夜間の無灯火運転をしない。
- (5) 道路の左側を1列縦隊で走行する。
- (6) 登校後は、所定の自転車置き場におき、必ず鍵をかける。

VII 原付自転車（バイク）免許証の取得について

- (1) 原付自転車（バイク）免許証を取得する場合は事前に運転免許取得願を学級担任に提出し、生徒指導部を経て校長の許可を受ける
- (2) 免許証取得は休業日に限る。
- (3) 取得後、直ちに免許証番号等を学級担任に提出する。なお、排気量 51cc 以上の自動二輪の免許証取得並びに購入・運転・所有・同乗は禁止する。

VIII 家庭における原付自転車（バイク）乗車について

- (1) バイクは排気量 50cc 以下とする。
- (2) 強制保険・任意保険に加入する。
- (3) 原付バイク乗車許可願を学級担任に提出し、生徒指導部を経て校長の許可を受ける。
- (4) 交通法規を厳守する。
- (5) 次のことを禁止する。
 - ア バイクの貸借および売買
 - イ 改造したバイクの乗車
 - ウ バイク通学
 - エ 暴走行為および暴走族グループに加入または関係すること。
- (6) 学校で指示した安全運転のための講習等は必ず受講する。

IX 自動車学校通学について

- (1) 自動車学校通学は第3年次の10月1日以降とする。
- (2) 通学する場合は、事前に通学願を学級担任に提出し、生徒指導部を経て校長の許可を受ける。
- (3) 通学は休日および放課後とする。
- (4) 自動二輪免許取得のための入校は禁止する。